

食品安全委員会第985回会合議事録

1. 日時 令和7年6月3日（火） 14：00～14：33

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1案件

（農林水産省からの説明）

動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌J5株由来成分）

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

・「スピロピジオン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「スピロジクロフェン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ベンジルアデニン」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジシンク）」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン）」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「ジニトルミド」に係る食品健康影響評価について

・飼料添加物「*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、寺谷評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について〈動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌J5株由来成分）〉
- 資料 2 農薬第五専門調査会における審議結果について〈スピロピジオン〉
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について〈スピロジクロフェン〉
- 資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について〈ベンジルアデニン〉
- 資料 3 - 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について〈d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジンシンク）〉
- 資料 3 - 4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について〈塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン）〉
- 資料 3 - 5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について〈ジニトルミド〉
- 資料 3 - 6 飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について〈*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物〉

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第985回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、農林水産省の大石畜飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第985回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は8点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について〈動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌J5株由来成分）〉」、資料2が「農薬第五専門調査会における審議結果について〈スピロピジオン〉」、資料3-1が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について〈スピロジクロフェン〉」、資料3-2が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について〈ベンジルアデニン〉」、資料3-3が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について〈d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジンシンク）〉」、資料3-4が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果に

ついて「塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン）」、資料3-5が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について<ジニトルミド>」、資料3-6が「飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<Trichoderma reesei RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物>」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産省から5月28日付で動物用医薬品1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長の大石です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

お手元資料1を御覧ください。本日、食品健康影響評価をお願いするのは、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分についてでございます。

まず背景でございますが、人の健康を損なうおそれのある動物の肉、乳その他の生産物が食用に供されることのないよう動物用医薬品の治験に際して用いる動物用ワクチンに含

まれる添加剤に食品安全委員会での評価を受けていない成分を含む場合には、あらかじめ食品安全委員会の評価を受け、その評価を踏まえて休薬期間を判断するというようにしております。

今回、これまで動物用ワクチンの添加剤として使用することについて食品安全委員会の評価がなされていない大腸菌J5株由来成分について、新たに食品健康影響評価をお願いするものです。

大腸菌J5株由来成分は、大腸0111:B4株O抗原が完全に欠失しているUDP-ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損J5株を培養し、それを精密ろ過して菌体を取り除いたものです。なお、評価の対象から培地成分は除外されております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願ひいたします。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

大石飼料安全・薬事室長、どうもありがとうございました。

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「農薬第五専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、概要について御説明いたします。

資料2に沿って説明いたします。資料2の7ページの要約を御覧ください。環状ケトエノール骨格を有します殺虫剤「スピロピジオン」の概要について、本資料に沿って説明をいたします。

各種毒性試験結果から、スピロピジオン投与による影響は、主に体重の増加抑制に認められました。発がん性、神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められませんでした。

各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をスピロピジオン及び代謝物Bと設定しました。

各試験で得られた無毒性量または最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量4.7 mg/kg 体重/日であったことから、これを根

拠として、安全係数100で除した0.047 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量 (ADI) と設定いたしました。

また、スピロピジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量または最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量10 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物に毒性影響が認められない用量における胸骨剣状突起軟骨不完全及び第2頸椎軟骨性背板不完全であったことから、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARFD) は、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重と設定いたしました。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた発生毒性試験及びイヌを用いた28日間亜急性毒性試験の無毒性量30 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg 体重をARFDと設定いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○横山農薬評価室長 それでは、資料2に基づき補足の説明をさせていただきます。

右下のページで6ページに審議の経緯の記載がございます。新規の農薬登録申請があったことを受けまして、昨年12月に内閣総理大臣から評価要請のあったものになります。本年の2月と4月の農薬第五専門調査会で御審議いただき、本日御報告申し上げるものでございます。

8ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりでございまして、次のページの8. 開発の経緯に記載がございますとおり、このものは環状ケトエノール骨格を有する殺虫剤で、昆虫のアセチルCoAカルボキシラーゼを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられているものでございます。

次の10ページから安全性に係る試験の概要になります。1. の土壤中動態試験、2. の水中動態試験、3. 土壌残留試験がございまして、土壌中、水中での半減期、主な分解物などについて記載されています。

14ページになりますが、4. の(1) としまして植物代謝試験の記載がございます。トマト、ばれいしょ等で試験が実施された結果、10%TRRを超える代謝物として、B、C、D、Hが認められました。

17ページにお進みいただきまして、(2) の作物残留試験につきましては、スピロピジオン並びに代謝物B、C、D、F、Hを分析対象化合物とした試験が実施されており、スピロピジオンはみかんの果皮で、代謝物は茶の荒茶または浸出液で最大残留値が認められています。

次のページ、18ページになりますが、(3) 家畜代謝試験の記載がございます。ヤギ及びニワトリで試験が実施され、10%TRRを超える代謝物として代謝物B、D及びBの抱合体が認められました。

23ページにお進みください。下の方、(4) として畜産物残留試験の記載がございまして

て、スピロピジオン並びに代謝物B、D及びNを分析対象化合物として試験が実施されています。

次に、24ページの5. 動物体内動態試験にお進みください。25ページの表16に血中の薬物動態学的パラメータが示されています。経口投与後168時間の吸収率でございますが、低用量投与群で64.0%から72.6%と算出されています。

28ページの下の方、b. の項にはフェニル基標識体のみの結果でございますが、胆汁中排泄試験の結果から吸収率が算出され、低用量投与群で82.3%から83.0%とされています。

お進みいただいて、36ページから毒性試験の結果の記載がございます。急性経口毒性は37ページの表27のとおり、LD₅₀が2,000 mg/kg 体重超という結果とされています。

表27の下から反復投与の結果がございます。42ページになりますが、下の方の(5) イヌを用いた28日間亜急性毒性試験が一般の集団に対するARFDの設定根拠の一つとされました。最高用量投与群で認められたよろめき歩行等がエンドポイントとされました。

45ページから長期の試験の記載がございまして、8. の(2) のラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験がADIの設定根拠とされた試験となります。

こちらのラットの試験と、46ページからの(3) のマウスを用いた発がん性試験のいずれにおいても、発がん性は認められなかったと判断されています。

47ページに9. として急性神経毒性試験の記載がございまして、急性神経毒性なしと判断されています。

47ページからの10. の(1) 2世代繁殖試験では、繁殖能に対する影響は認められませんでした。

(2) のラット、49ページに記載の(3) のウサギの発生毒性試験において、催奇形性は認められなかったとされています。

一方、ウサギを用いた発生毒性試験におきまして、母動物に毒性影響が認められない用量で胎児に胸骨剣状突起軟骨不完全等の影響が認められまして、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARFDの設定根拠とされました。

また、一般の集団に対しては、1つ前の試験になりますが、(2) のラットを用いた発生毒性試験で母動物に認められた体重の変化と摂餌量減少がエンドポイントとされました。

49ページの下の方から遺伝毒性試験の記載がございまして、生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられたとされました。

56ページから食品健康影響評価のまとめの記載がございます。56ページの下の方からばく露評価対象物質に関する記載がございまして、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をスピロピジオン及び代謝物Bと設定されています。

57ページからADI、ARFDについてそれぞれ記載がございまして、内容につきましては、先ほど浅野委員から御説明いただいたとおりでございます。

資料の冒頭にお戻りください。こちらにつきまして、本日御了解いただけましたら、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「スピロジクロフェン」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 資料3-1に基づき御説明申し上げます。農薬評価書「スピロジクロフェン」（第2版）でございます。

6ページの第2版の審議の経緯の部分をお覧ください。核果類等の適用拡大に係る農薬登録申請があったことを受けまして、2024年12月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。今年3月の農薬第二専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について4月15日の食品安全委員会において報告し、その後、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

10ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。このものは6. に示されたとおりの構造のものでございまして、環状ケトエノールに属するテトロン酸誘導体の殺ダニ剤で、作用機序は脂質生合成に関与するアセチルCoAカルボキシラーゼを阻害することにより殺ダニ活性を示すものと考えられているものでございます。今回、主にARFDの設定について検討されたものとなります。

食品健康影響評価について、48ページにお進みください。ADIは、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の1.38 mg/kg 体重/日を根拠として、0.013 mg/kg 体重/日と設定され、また、ARFDは今回検討の結果、スピロジクロフェンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、ARFDは設定する必要がないと判断されました。

同ページに記載がございましたが、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求

め、確認するというものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後のページになりますが、73ページに参考として添付しております。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

以上、本評価書につきまして、専門調査会の結果をもちましてリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちスピロジクロフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.013 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARFD）は設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、農薬「ベンジルアデニン」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 資料3-2に基づき御説明申し上げます。農薬評価書「ベンジルアデニン」（第2版）でございます。

審議の経緯につきまして、5ページの第2版関係の部分を御覧ください。りんごの新規農薬登録申請があったことを受けまして、2024年10月に内閣総理大臣から評価要請のあったものでございます。本年の2月及び3月の農薬第四専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、本年4月15日の食品安全委員会において報告し、その後、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

11ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。このものは6. に示されたとおりの構造のサイトカイニン類の植物成長調整剤で、細胞膜の受容体に感知されることで転写が活性化され、タンパク質合成促進効果や成長促進効果が引き起こされると考えられているものとなります。今回は主にARfDの設定について検討されたものとなります。

食品健康影響評価につきまして、55ページにお進みください。ADIにつきましては、ウサギを用いた発生毒性試験②の無毒性量6.25 mg/kg 体重/日を根拠として、0.062 mg/kg 体重/日と設定され、ARfDは今回の検討の結果、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験③

の35 mg/kg 体重/日を根拠として、0.35 mg/kg 体重と設定されました。

記載がございますとおり、ばく露量につきましては、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認するものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後の75ページに参考として添付しております。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

以上をもちまして、本評価書について、専門調査会の結果をもちまして、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちベンジルアデニンのADIを0.062 mg/kg 体重/日、ARfDを0.35 mg/kg 体重と設定するということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、動物用医薬品「d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジシンク）」です。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、資料3-3に基づきまして御説明いたします。

資料3-3の1ページ目を御覧ください。本製剤は、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているd-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）の主剤を10%d-クロプロステノールエタノール溶液からd-クロプロステノールナトリウムに変更した製剤であり、その他の成分等には変更はありません。そのため、ダルマジンと本製剤を同一の評価対象とみなし、本資料2ページ目にあります別紙「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に準じまして評価を実施いたしました。

本製剤の含有成分のうち、人が食品を通じて摂取する可能性のある成分は、1ページ目にありますように、ダルマジンと比較してナトリウムが増加しているのみでありまして、ナトリウムは食品から通常摂取されている成分です。また、その他に既存の評価結果に影響

響を及ぼす新たな知見はございません。

以上のことから、既存の評価結果に変更はなく、本製剤が適切に使用される限りにおきましては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えるとの結論としております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、食品安全委員会決定に基づき、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、動物用医薬品「塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤(ロメワン)」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、資料3-4に基づき、説明をいたします。

右下のページで4ページをお開きください。審議の経緯でございます。本件は、第207回「肥料・飼料等専門調査会」において取りまとめでいただきました評価書案を第980回「食品安全委員会」に報告し、4月16日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

6ページの評価対象動物用医薬品の概要でございます。本製剤の主剤は塩酸ロメフロキサシンで、適応症は馬の細菌性の結膜炎、角膜炎及び眼瞼炎でございます。

用法・用量は、1回3滴、1日3回、5日間点眼して使用します。

添加剤としては、濃グリセリン、エデト酸ナトリウム水和物、ベンザルコニウム塩化物、水酸化ナトリウム及び精製水が使用されております。

11ページの食品健康影響評価を御覧ください。肥料・飼料等専門調査会で審議した結果、本製剤が動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられました。

国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、最後のページに参考として添付しておりますが、期間中に意見・情報はございませんでした。

以上、本評価につきましては、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン）」が動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、動物用医薬品「ジニトルミド」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、資料3-5に基づきまして説明いたします。

右下のページで5ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本件は第207回「肥料・飼料等専門調査会」において取りまとめていただきました評価書案を、第981回「食品安全委員会」に報告し、4月23日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

9ページの使用目的及び使用状況でございます。評価対象動物用医薬品は抗コクシジウム剤のジニトルミドです。

30ページから食品健康影響評価でございます。まとめについては31ページを御覧ください。毒性学的ADIについては、各種毒性試験で得られたNOAELの最小値であるラットの2年間慢性毒性試験に基づく3 mg/kg 体重/日を根拠とし、追加の安全係数5を用い、安全係数500で除した0.006 mg/kg 体重/日としております。

微生物学的ADIについては設定不要と判断したことから、ジニトルミドのADIとして0.006 mg/kg 体重/日とすることが適当とまとめられました。

国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、最後のページに参考として添付し

ておりますが、期間中に意見・情報はございませんでした。

以上、本評価書につきましては、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「ジニトルミド」のADIを0.006 mg/kg 体重/日とするということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、「*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、資料3-6に基づいて説明いたします。

右下5ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本件は、第207回「肥料・飼料等専門調査会」において取りまとめでいただきました評価書案を第980回「食品安全委員会」に報告し、4月16日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

8ページの評価対象飼料添加物の概要を御覧ください。評価対象物質は*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼで、飼料中のキシランの分解を促進することを目的として、豚、鶏及びうずらの飼料に添加して使用されます。

20ページの食品健康影響評価を御覧ください。肥料・飼料等専門調査会で審議した結果、本飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とされました。

なお、本飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第2の2の規定に基づき遺伝子組換え飼料添加物の安全性についての確認を行うことに関して、農林水産省より評価要請がなされる予定であることから、農林水産省における本飼料添加物の取扱いについては、当該食品健康影響評価の結果を踏まえる必要があることを申し添えます。

国民からの意見・情報の募集の結果については、最後のページに参考として添付しておりますが、期間中に意見・情報はございませんでした。

以上、本件については、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物」は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(4) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、6月10日火曜日14時から開催を予定しております。

また、6日金曜日14時30分から「肥料・飼料等専門調査会」が、来週、9月月曜日14時から「農薬第二専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第985回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。